

(陳受2第8号)

武蔵野市子ども育成課における別居後離婚前における「ひとり親申請」の制度変更を求めることに関する陳情

受理年月日 令和2年8月18日

陳情者 境 上野 傑

### 陳情の要旨

武蔵野市の子ども育成課には、保育園に関する「教育・保育給付認定変更申請書兼届出書」及び「ひとり親であることの申立書」という書類があります。これは何らかの理由で二人親からひとり親になり、保育料の支給を変更する目的のためにあります。一方でこの認定制度が甘く、片親が特に死別もしておらず、離婚もしていない状況でも、もう一方の片親が記載して提出すれば受理されてしまうことを私が経験しました。以下に詳細を記載します。

私は3歳の双子の娘の父親です。2019年、子どもの養育方針に関する意見の食い違いで、徒歩200メートルの距離にある妻の実家に、私の同意なく子どもを連れ去られました。特に暴力などはないために接近禁止令は出しておらず、子どもに会う機会は面会交流及び子どもが通う保育園の送迎となります。しかしながら武蔵野市のある制度がこれを阻害しています。それが上記の「教育・保育給付認定変更申請書兼届出書」及び「ひとり親であることの申立書」です。

2019年10月妻は、私の確認も同意もなく、私の名前を記載し、印鑑を押して私を保育園保護者から外すことの「教育・保育給付認定変更申請書兼届出書」を、また同時に「ひとり親であることの申立書」を子ども育成課に提出しました。市役所は私に確認も取らずに受理・認定し、私は保育園保護者から外れ、保育園に入ることができなくなりました。そして2019年に保育園の運動会・クリスマス会・誕生日会には出席できず子どもの園での成長を見ることはできませんでした。また、私は別居の婚姻費用として月20万近くの費用を妻に支払っていますが、それでも「ひとり親」として妻が保育園に払う費用は毎月10万から3万程度に減額されました。

私は子ども育成課に詳細を確認し、情報開示請求制度にてその書類を入手、現在審査請求をしております。一方保育園アクセスについては保育園園長と話し、園長の権限で子どもに会えるよう取り計らっていただいております。なぜならば別居前から保育園送迎を私が行い、園長や担任の先生とは親しかったからです。

しかしながら市役所の制度としては、片親の一方的な申請で「ひとり親」が受理・認定され、死別も離婚もしていない子どもの親権を持つ親が学校へのアクセスを制限され、かつ生活費は以前と同等に支払われているにもかかわらず保育園費用は減額されるということが事実起こっています。

本来「ひとり親」制度は、離婚後単独親権制度の日本において「離婚後親権を持つものが一人の親」に対して、また「離婚前に片親が死別してもう一人しか親がいない一人の親」に対して、または「結婚していないひとり親」に適用されるべき制度であると考えます。死別もしておらず、生活費も支払い、付近に別居している親の同意もなく、一方的にひとり親が認定される制度は修正すべきだと考えます。

以上のことから、武蔵野市に対して、下記事項について陳情をいたします。

## 記

- 1 離婚前に生存する両親に対して「ひとり親」を該当させる意義を「ひとり親申請」の制度説明資料に明示ください。
- 2 死別を除き、離婚前別居後の「ひとり親」申請には、二人の親の同意を必要とするように制度変更ください。その確認は、市役所が二人の親に直接確認することを必要とし、片親だけの申請で受理すべきではないと考えます。
- 3 離婚前別居後の「ひとり親」申請がもたらす結果として、保育園へのアクセス権を剥奪することはやめてください。親権に含まれる重要事項決定権の侵害に当たります。また保育料の減額も不正受給のリスクをはらむため、市の財政の観点からも慎重なる検討が必要です。